

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		介護予防・日常生活支援総合事業対象者の決定
根拠法令等及び条項		地域支援実施要綱別記1の第2の1(1)ア(ウ)及び(2)ア(イ) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	地域支援実施要綱別記1の第2の1(1)ア(ウ)及び(2)ア(イ) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)
	参考事項	介護保険法第115条の45第1項第1号 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者</p> <p>介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等(居宅要支援被保険者及び介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1(基本チェックリスト)の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者)を対象に実施する。</p> <p>(2) 一般介護予防事業</p> <p>当該市町村の第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとするが、住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。</p> <p>なお、介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者数は、高齢者人口の概ね1割を目安として、地域の実情に応じて定めるものとする。</p>	